

様

「のびのびルームのプロポーザルの 撤回を求める要望書」に ご協力をお願いします

堺学童保育連絡協議会

会長 馬場 光義

貴団体、貴職の平素のご活躍に敬意を表しますとともに、私たちの運動に寄せられますご理解とご指導ご支援に深く感謝申し上げます。

のびのびルーム（学童保育）は、2015年4月1日「子ども子育て支援新制度」がスタートして国の省令、堺市の条例に基づいた事業として運営されるようになりました。

国が「放課後児童クラブ運営指針」を制定して全国的な基準が設定されたことは大きな成果です。

しかし、堺市の状況を見ると条例にある「子ども一人1.65㎡の広さの確保、支援の単位45人に2名の支援員の配置と運営」は守られてはいません。これについては「のびのびルーム事業の拡充を求める要望書」を取り組んで、多くの賛同の声をいただいています。

今回、堺市は補正予算案において、のびのびルームの事業者選定にプロポーザル方式を導入することを提案しました。

すでに、放課後ルームや堺っ子くらぶにおいてプロポーザルが導入されていますが、その期間は3年とされていて、3年ごとに運営者が変わり指導員も入れ替わる事態が起っています。

のびのびルームに関する条例、運営指針には、こどもとの安定的、継続的な関わりが重要とされる事業で指導員を安定して雇用することが求められていてプロポーザルを導入することは条例、運営指針に反しています。

私たちは、プロポーザルによる事業者選定の撤回を求めて要望書に取り組みます。ぜひ、ご協力をお願いします。

のびのびルームのプロポーザルの撤回を求める要望書

取り組み期間 2016年8月29日～9月末

2016年8月29日

堺学童保育連絡協議会

〒591-8023

堺市北区中百舌鳥町4丁39番地

TEL072-254-0578 Fax072-254-0586